

感企第1796号
令和4年6月10日

診療・検査医療機関の長様

大阪府健康医療部長

日曜、祝日等の新型コロナウイルス感染症の診療・検査体制の強化について

日頃から、本府の診療・検査体制の確保にご理解・ご協力頂き誠にありがとうございます。

現在府内では、令和2年10月の診療・検査医療機関制度開始以降、**2,500**を超える施設に指定を受けていただいているところです。一方、日曜日・祝日においては開設する医療機関がその内約**3.7%**と少なく、検査を必要とする方が受診先を見つけることが困難な状況となっており、外来患者に対する日曜日、祝日の診療・検査体制の強化が必要と考えております。

現在においても、1日あたり**1,300**人程度の新規陽性者が発生しており、各医療機関におかれては発熱患者等の対応に連日ご尽力いただいている中、診療日の増加にはさらなるご負担が生じることを踏まえ、令和4年6月19日から9月の日曜日・祝日等に開設する診療・検査医療機関に対し、開設日数に応じた支援金を交付することといたしました（別添1及び別添2参照）。

つきましては、隔週や一部の時間のみの開設の場合でも本支援金制度の対象となりますので、本制度もご活用いただきながら、日曜日・祝日等の体制強化にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本支援金の制度案内については、府ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

〈府ホームページ〉

令和4年度日曜祝日等における新型コロナウイルス感染症の診療・検査支援金について

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/nichisyuku-shinryou.html>

【問い合わせ先】

コールセンター TEL 06-7166-9988

日曜、祝日及び長期休暇期間の診療・検査体制強化に向けた取り組み

別添1

①日曜、祝日の開設に対する支援金【新設】

○対象となる医療機関
診療・検査医療機関

○対象期間

令和4年6月19日から令和4年9月30日までの
日曜日・祝日及び令和4年8月15日

○要件

・新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした保険適用の
検査(※)を行うために開設すること

※他疾患による入院のための入院前検査や入院患者に対するものを除く。

・開設状況を府へ事前に届出ること

※届出ていただいた開設状況は府HPにて公表します

	診療・検査医療機関の指定区分	
	A型	B型
基本額	50,000円/日	25,000円/日
加算額(※)	10,000円/30分	5,000円/30分
上限額	130,000円/日	65,000円/日

※ 2時間を超える開設の場合、30分ごとに加算します

②長期休暇期間の検査実施協力金【継続・一部変更】

○対象となる医療機関
診療・検査医療機関

※下線部分が変更点です

○対象期間

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など

○交付額

新型コロナウイルスの保険適用による検査
1人につき、20,000円

○上限

10件/日まで(20万円)



休暇中の開設へのご協力、
よろしくお願ひいたします。

令和4年度日曜・祝日等における新型コロナウイルス感染症の診療・検査支援金について

日曜日・祝日等における外来患者に対する新型コロナウイルス感染症の診療・検査体制を確保するため、日曜日・祝日等の開設日数に応じた支援金を交付します。支援金の交付を希望される医療機関は、下記のとおり届出を行った上で、申請書を提出してください。

1. 対象となる医療機関

診療・検査医療機関

2. 交付の条件

診療・検査医療機関として府の指定を受けた医療機関で、支援金の対象となる日のいずれかの日に、新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした保険適用の検査（他疾患による入院のための入院前検査や入院患者に対するものを除く。）を行うために開設し、その開設状況を事前に大阪府へ届け出た者

※届け出のあった開設状況は、大阪府HPにて公表します。

※届け出のあった開設状況に変更があった場合は速やかにご連絡ください。

3. 支援金の対象となる日

令和4年6月19日から令和4年9月30日までの日曜日、祝日及び令和4年8月15日

4. 支援金

診療・検査医療機関の指定区分及び開設時間に応じて下表のとおり交付します。

開設時間	診療・検査医療機関の指定区分	
	A型	B型
1時間以上 2.5時間未満	50,000円/日	25,000円/日
2.5時間以上 3時間未満	60,000円/日	30,000円/日
3時間以上 3.5時間未満	70,000円/日	35,000円/日
3.5時間以上 4時間未満	80,000円/日	40,000円/日
4時間以上 4.5時間未満	90,000円/日	45,000円/日
4.5時間以上 5時間未満	100,000円/日	50,000円/日
5時間以上 5.5時間未満	110,000円/日	55,000円/日
5.5時間以上 6時間未満	120,000円/日	60,000円/日
6時間以上	130,000円/日	65,000円/日

※支援金の対象となる開設時間は6時間を上限とします

5. 届出について

届出に必要な書類を電子データ（エクセル）でご提出ください。

＜届出に必要な書類＞

- （1）基本情報シート
- （2）届出書（様式第1号）

6. 届出書類の提出先

- ・メールアドレス：nichisyuku-sinryou@gbox.pref.osaka.lg.jp
- ・メールタイトル：【医療機関名】日曜祝日等における診療検査支援金（届出）
- ・問 合 せ 先：06-7166-9988（コールセンター）
06-6941-0351（府庁代表）内線5753

7. 届出期間

対象期間	届出期間
令和4年6月分	令和4年6月13日～16日
令和4年7月分	令和4年6月20日～24日
令和4年8月分	令和4年7月11日～15日
令和4年9月分	令和4年8月15日～19日

診療・検査医療機関に新たに指定された方等、月の途中で届出される方は、開設する日曜日・祝日等の直前金曜日の午前10時まで届出ください。

8. 申請

3. 支援金の対象となる日の最終日以降に、申請に必要な書類を電子データ（エクセル）でご提出ください。申請書の内容を確認後、支援金を交付します。（締め切りは後日お知らせいたします。）

<申請に必要な書類>

- （1）基本情報シート
- （2）申請書（様式第2号）
- （3）日曜日・祝日の開設実績内訳書（別紙1）
- （4）要件確認申立書
- （5）暴力団等審査情報

9. 交付申請書類の提出先

- ・メールアドレス：nichisyuku-sinryou@gbox.pref.osaka.lg.jp
- ・メールタイトル：【医療機関名】日曜祝日等における診療検査支援金（申請）
- ・問 合 せ 先：06-7166-9988（コールセンター）
06-6941-0351（府庁代表）内線5753